

## 自然災害の被害に遭われた市民(事業者)の皆様（令和6年4月発行）

### 1. 被災者支援制度を受ける前に

船橋市

題名	内容	対象者	申請に必要な書類	申請方法	問い合わせ
被災証明書の発行について	被災者支援制度等を受ける場合は、危機管理課で被災証明書の発行を受けて下さい。 ※火災については、消防署になります。	自然災害の被害を受けた事業者の方	①罹災（被災）証明願 ②身分証明書の写し（運転免許証・保険証など） ③建物全体・被災現場・内容の写真 ④申請者と建物の所有関係がわかるもの ※再発行の場合、①・②のみ必要です。	市役所本庁舎 又は郵送・オンライン申請	危機管理課 総務係 047-436-2032

### 2. 被災者支援制度

題名	内容	対象者	申請に必要な書類	申請方法	問い合わせ
事業所税について	天災その他これに類する事由により、事業所用家屋が被害を受けた場合、事業所税が免除される場合があります。	天災その他これに類する事由により、事業所用家屋が被害を受けた施設の方	詳しくは市民税課までお問い合わせください。	詳しくは市民税課までお問い合わせください。	市民税課 法人・軽自動車税係 047-436-2206
固定資産税及び都市計画税の減免について	自然災害の被害により、著しく価値を減じた固定資産について、減免することができます。	自然災害の被害を受け、著しく価値を減じた固定資産の所有者の方	①固定資産税・都市計画税減免申請書 ②被災証明書の写し ③建物全体・被災現場・内容の写真	市役所本庁舎又は郵送	資産税課 償却資産係 047-436-2232
被災住宅用地の申告について	自然災害の被害により滅失し、又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地について、一定の要件に該当する場合、被災後最大で2年間住宅用地特例が継続されます。	自然災害が発生した年の1月1日現在、住宅用地特例の適用を受けていた所有者で引続き所有者の方	①被災住宅用地申告書 ②被災証明書の写し	市役所本庁舎又は郵送	資産税課 土地係 047-436-2234
地方税の支払猶予【徴収の猶予】について	納税者または特別徴収義務者がその財産について被害を受けたことにより、市税を一時に納税できないと認められるときは、申請により納税が猶予される制度があります。	自然災害の被害を受けた納税者または特別徴収義務者の方	詳しくは債権管理課までお問い合わせください。	債権管理課までお問い合わせください。	債権管理課 047-436-2246

題名	内容	対象者	申請に必要な書類	申請方法	問い合わせ
清掃工場等へのごみ搬入について	<p>自然災害により発生したごみは、市の清掃工場等で処理可能なもの限り受入れをします。 (処理費用) 自己、業者搬入問わず有料(20円/kg 別途消費税)</p>	<p>自然災害の被害を受け、被災証明書等の発行を受けた事業所の方</p>	<p>①被災証明書 ②ごみの発生場所を確認できる書類(社員証・名刺など)</p>	<p>清掃工場等の受付で被災証明書等とごみの発生場所を確認できる書類を提示してください。</p>	<p>資源循環課 047-436-2439</p>
農業災害復旧資金利子補給金について	<p>自然災害により損害を受けた農業経営者が行う、ハウスなどの復旧及び経営のための融資に対し利子補給を行います。</p>	<p>自然災害の被害を受けた農業経営者の方</p>	<p>申請する場合は、農水産課までお問い合わせください。</p>	<p>申請する場合は、農水産課までお問い合わせください。</p>	<p>農水産課 047-436-2493</p>
融資制度について	<p>○災害復旧資金 災害により被害を受け、その復旧に必要な資金 ・資金の用途・設備資金、運転資金 ・融資限度額・・・1,000万円以内 ・融資期間・・・7年以内 ・融資利率・・・年2.3%以内 ○利子補給・・・上記融資を受けた者に対して、2%以内の利子を補給</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等を有するなど市内に事業実態があり、同一の事業を市内で1年以上継続して営んでいる船橋市税の納税義務者。</li> <li>・申込人が市税を滞納していないこと。連帯保証人を要している場合は、連帯保証人が市区町村税を滞納していないこと。</li> <li>・千葉県信用保証協会の信用保証を受けられること。</li> <li>・災害により被害を受けた方。</li> </ul>	<p>①市融資制度関連申込書類一式 ②信用保証委託申込書一式及び各種宣誓書の写し ③連帯保証人の市民税・固定資産税の納税証明書(申込年度と申込前年度分) ④印鑑証明書(申込人・保証人) ⑤許認可業種の場合は許認可書・証明書等の写し ⑥住民票(個人事業主の場合) ⑦確定申告書又は決算書の写し ⑧商業登記簿謄本(法人の場合) ⑨船橋市に市民税を納付したことがわかるもの ⑩被災証明書</p>	<p>市融資制度取扱金融機関に申し込みください。</p>	<p>商工振興課 経営労政係 047-436-2475</p>

※申請期限等がある場合がありますので、詳細は各問い合わせ先にご確認ください。